

(案)

令和7年12月11日

船橋市こども計画（案）への意見を募集します

(1) 資料の閲覧および意見募集の期間

令和7年12月11日（木）～令和8年1月14日（水）（必着）

(2) 資料が閲覧できる場所

- 船橋市役所こども政策課（6階）こども家庭支援課（3階）・行政資料室（11階）
- 船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）、各出張所・連絡所
- 各公民館、各図書館、各保健センター、各子育て支援センター、各児童ホーム
- 母子・父子福祉センター
- 船橋市ホームページ

(3) 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤・通学している方
- ・この案に利害関係を有する方（市内で事業を営む方など）

(4) 意見の提出方法

次の5点を御記入の上、郵送、ファックス、電子メール、直接持参のいずれかにより、以下の提出・問い合わせ先まで御提出ください。また、スマート申請による提出も可能です。

1. 住所（法人その他の団体にあっては所在地）

（市外の方は、「市内に通勤・通学している」または「この案に利害関係を有する」どちらにあてはまるかをあわせてご記入ください）

2. 氏名（法人その他の団体にあっては、名称および代表者氏名）・年齢

3. 案の名称（船橋市こども計画（案））

4. 電話番号

5. 案に対するご意見

※1 様式は問いませんが、「意見提出様式」をご利用いただくこともできます。
「意見提出様式」は、「（2）資料が閲覧できる場所」にあります。

※2 ご記入いただいた個人情報（住所・氏名・電話番号）は、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認などのみに使用し、意見募集の目的以外には使用しません。
また、意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外は公表いたしません。

※3 匿名や電話での受付はしておりませんので、ご了承ください。

【スマート申請による意見の提出手順】

1. 以下のURLまたは右のスマートフォン用二次元コードから、「スマート申請」へアクセス
URL :
2. 利用規約等をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックを入れ、「回答を開始する」をクリック
3. 各設問に回答を入力し、「次へ進む」をクリック
4. 入力内容を確認し、「送信する」をクリックすることで提出完了
※申込完了通知は届きませんので、あらかじめご了承ください。

二次元コード

(5) 留意事項

- ・提出いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類した上で、ご意見に対する市の考え方とともに後日ホームページ上で公表いたします。
- ・この手続きは、案件に対する具体的なご意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。
- ・案の内容についてご質問がございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。
※巻末に用語解説もございますので、必要に応じてご覧ください。
- ・個々のご意見に対して、直接・個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

(6) 提出先・問合せ先

船橋市 こども政策課（市役所6階）

（提出先） 〒273-8501 （※住所不要） 船橋市 こども政策課

FAX 047-436-2797

電子メール kodomoseisaku@city.funabashi.lg.jp

（問合せ先） 電話 047-436-2796